

<h1>名古屋市公報</h1>	平成29年12月27日	第1239号
	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 発行所 名古屋市役所 電話 [052] 972-2246 編集兼 名古屋市総務局法制課長 発行人	

目次	ページ
<b>条 例</b>	
○ 名古屋市体育館条例の一部を改正する条例 (教育・総務課) (第53号)	5
○ 名古屋市住居の堆積物による不良な状態の解消に関する条例 (環境・総務課) (第54号)	7
○ 名古屋市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例 (住都・建築指導課) (第55号)	13
<b>告 示</b>	
○ 名古屋市千音寺土地区画整理組合の事業計画の変更認可 (住都・区画整理課) (第797号)	18
○ 名古屋市千音寺土地区画整理組合の定款の変更認可 (住都・区画整理課) (第798号)	19
○ 副市長の任命について (総務・人事課) (第799号)	20
○ 指定管理者の指定 (緑土・緑地維持課) (第800号)	21
○ 指定管理者の指定 (緑土・東山総合公園管理課) (第801号)	23
○ 指定管理者の指定 (緑土・都市農業課) (第802号)	24
○ 指定管理者の指定 (緑土・農業センター) (第803号)	25
○ 環境目標値を定める告示の一部改正について (環境・大気環境対策課) (第804号)	26
○ 墓地公園の区域変更 (緑土・緑地維持課) (第805号)	28
○ 個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金の指定 (財政・税制課) (第806号)	30
○ 指定管理者の指定 (住都・交通施設管理課) (第807号)	31
○ 指定管理者の指定について (総務・男女平等参画推進室) (第808号)	32
○ 告示の訂正について (緑土・緑地管理課) (第809号)	33
<b>教 育 委 員 会 告 示</b>	
○ 指定管理者の指定 (第40号)	34
○ 指定管理者の指定 (第41号)	37
<b>上 下 水 道 局 管 理 規 程</b>	
○ 名古屋市上下水道局次長以下代決規程の一部改正 (第17号)	39
<b>公 告</b>	
○ 名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定公告 (上下水・営業課)	40

○ 名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の指定公告		
	(上下水・営業課)	41
<hr/>		
	雑	報
○ 職員の懲戒処分	(総務・人事課)	42
<hr/>		

## 条 例 の あ ら ま し

### ○ 名古屋市体育館条例の一部を改正する条例（第53号）

#### 1 改正内容

名古屋市体育館の競技場の利用料金の基準額を改定します。（別表第 1 関係）

#### 2 施行期日等

- (1) 平成30年 1月 1日から施行します。
- (2) 利用料金の承認その他指定管理者が利用料金を定めるために必要な手続は、この条例の施行前においても行うことができることとします。
- (3) この条例による改定後の利用料金の基準額は、平成30年 4月 1日以後の使用について適用し、同年 3月31日以前の使用については、改正前の利用料金の基準額を適用します。
- (4) この条例の施行の際現に使用の許可を受けている者の利用料金の額については、なお従前の例によることとします。

### ○ 名古屋市住居の堆積物による不良な状態の解消に関する条例（第54号）

#### 1 制定目的

市民が居住する建物等に物品が堆積され、又は放置されることにより発生する地域の不良な状態を解消するための支援及び措置に関し必要な事項を定めることにより、市民の安全で快適な生活環境を確保することを目的としています。

#### 2 主な内容

- (1) 市、市民及び建物等の所有者等の責務を定めます。（第 3条から第 5 条関係）
- (2) 不良な状態となった建物等について、その解消に資する支援を行います。（第 7条関係）
- (3) 周辺的生活環境が著しく損なわれている場合、指導、勧告、命令を発し、なお改善が見られない場合は行政代執行を行います。また、不良な状態の解消のために必要な調査を行います。（第 6条及び第 8条から第

10条関係)

(4) 建物等の堆積物により、人の生命、身体等に関わる危険な状態が切迫しているときは、必要な最小限度の措置を講じます。(第11条関係)

(5) 正当な理由がなく、調査を拒む等した者に対し、3万円以下の過料を科します。また、命令に違反した者に対し5万円以下の過料を科します。(第15条関係)

### 3 施行期日

平成30年4月1日から施行します。

○ 名古屋市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例(第55号)

#### 1 改正内容

(1) 妙見町地区計画、志段味ヒューマンサイエンスパーク上志段味地区計画及び上志段味まちづくり地区計画の決定に伴い、対象区域を追加します。(別表第1関係)

(2) 妙見町地区計画、志段味ヒューマンサイエンスパーク上志段味地区計画及び上志段味まちづくり地区計画の決定に伴い、規定の整備を行います。(別表第2関係)

#### 2 施行期日

公布の日から施行します。

名古屋市体育館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年12月18日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市条例第53号

名古屋市体育館条例の一部を改正する条例

名古屋市体育館条例（昭和26年名古屋市条例第54号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

6,800円	6,800円	6,800円	9,900円	1,700円
34,000円	34,000円	34,000円	49,500円	8,500円
1,500円	1,500円	1,500円	1,700円	
1,500円	1,500円	1,500円	1,700円	
1,500円	1,500円	1,500円	1,700円	
600円	600円	600円	700円	
300円	300円	300円	400円	
1,200円	1,200円	1,200円	1,300円	

を

」

「

8,900 円	8,900 円	8,900 円	12,900 円	2,200 円
44,500 円	44,500 円	44,500 円	64,500 円	11,000 円
2,000 円	2,000 円	2,000 円	2,400 円	
2,000 円	2,000 円	2,000 円	2,400 円	
2,000 円	2,000 円	2,000 円	2,400 円	
800 円	800 円	800 円	1,000 円	
500 円	500 円	500 円	600 円	
1,600 円	1,600 円	1,600 円	1,900 円	

に改める。

」

### 附 則

- 1 この条例は、平成30年1月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の名古屋市体育館条例（以下「改正後条例」という。）別表第1の規定に基づく利用料金の承認その他指定管理者が利用料金を定めるために必要な手続は、この条例の施行前においても行うことができる。
- 3 改正後条例別表第1の規定は、平成30年4月1日以後の使用に係る利用料金の基準額について適用し、同日前の使用に係る利用料金の基準額については、なお従前の例による。
- 4 この条例の施行の際現に使用の許可を受けている者の利用料金の額については、なお従前の例による。

名古屋市住居の堆積物による不良な状態の解消に関する条例をここに公布する。

平成29年12月19日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市条例第54号

名古屋市住居の堆積物による不良な状態の解消に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、市民が居住する建物等に物品等が堆積され、又は放置されることにより発生する不良な状態を解消するための支援及び措置に関し必要な事項を定めることにより、市民の安全で快適な生活環境を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 不良な状態 物品等が堆積され、又は放置されることによりねずみ、害虫又は悪臭が発生すること、火災発生のおそれのあること等周辺の生活環境に著しい支障が生じている状態をいう。
- (2) 堆積物 不良な状態の原因となっている当該物品等をいう。
- (3) 堆積者 物品等を堆積し、又は放置することにより不良な状態を発生さ

せている者をいう。

(4) 建物等 本市の区域内に存する建物（現に居住の用に供しているものに限る。）、その敷地及びこれに隣接する土地をいう。

（市の責務）

第3条 市は、この条例の目的を達成するため、建物等における不良な状態の解消に関する対策その他の取組を適切に実施するものとする。

（市民の責務）

第4条 市民は、その居住する建物等を不良な状態にしてはならない。

2 市民は、近隣住民と相互に協力し、その居住する地域の良い生活環境を確保するよう努めるとともに、市が実施する建物等における不良な状態の解消に関する対策その他の取組に協力するよう努めるものとする。

（所有者等の責務）

第5条 建物等の所有者及び管理者（当該建物等に係る堆積者を除く。以下「所有者等」という。）は、その所有し、又は管理する建物等が不良な状態とならないよう努めるものとする。

2 建物等の所有者等は、その所有し、又は管理する建物等が不良な状態となった場合においては、当該建物等に係る堆積者と協力し、不良な状態を解消するよう努めるものとする。

3 建物等の所有者等は、市が実施する建物等における不良な状態の解消に関する対策その他の取組に協力するよう努めるものとする。

（調査）

第6条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、建物等において堆積され、又は放置されている物品等の状態、当該建物等の使用又は管理の状況その他必要な事項について、当該建物等の居住者又は関係者に対し報告を求めることができる。

2 市長は、この条例の施行に必要な限度において、前項の居住者の親族関係、居住関係、保健及び福祉に関する制度の利用状況、心身の状態、居住する建物等の所有関係その他の当該居住者に関する事項について、市の保有する各種情報を利用することができる。

3 市長は、この条例の施行に必要な限度において、関係機関等に対し、第1

項の居住者に係る情報の提供を求めることができる。

- 4 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、不良な状態にあると認められる建物等に立ち入り、その状態を調査させ、又は関係者に質問させることができる。
- 5 前項の規定により立入調査等を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 6 第4項の規定による立入調査等の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(支援)

第7条 市長は、建物等における不良な状態を解消し、又はその発生を防止するため、当該建物等の居住者に対し、その解消又は発生の防止に資する情報の提供、助言その他の必要な支援を行うことができる。

- 2 市長は、建物等の居住者が自ら当該建物等における不良な状態を解消することが困難であると認めるときは、当該居住者に対し、経費の支出を要する支援を行うことができる。この場合において、当該支援を行おうとするときは、あらかじめ、名古屋市住居の不良堆積物対策審議会の意見を聴かなければならない。

(指導及び勧告)

第8条 市長は、建物等が不良な状態にあると認めるときは、当該建物等に係る堆積者又は所有者等に対し、不良な状態を解消するために必要な措置を講ずるよう指導することができる。

- 2 市長は、前項の規定による指導をした場合において、なお当該建物等における不良な状態が解消されないと認めるときは、当該指導を受けた者（堆積者に限る。）に対し、期限を定めて、不良な状態を解消するために必要な措置を講ずるよう勧告することができる。
- 3 市長は、第1項の規定による指導をしようとするときは、あらかじめ、第12条に規定する区対策会議において協議するものとする。

(命令)

第9条 市長は、前条第2項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由がなくその勧告に従わないときは、期限を定めて、その勧告に従うべきことを命

ずることができる。

- 2 市長は、前項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、名古屋市住居の不良堆積物対策審議会の意見を聴かなければならない。

(行政代執行)

第10条 市長は、前条第1項の規定による命令を受けた者が、正当な理由がなくその命令に従わない場合において、他の手段によってその履行を確保することが困難であり、かつ、その不履行を放置することが著しく公益に反すると認めるときは、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の定めるところにより、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせ、その費用を義務者から徴収すること（次項において「代執行」という。）ができる。

- 2 市長は、代執行をしようとするときは、あらかじめ、名古屋市住居の不良堆積物対策審議会の意見を聴かなければならない。

(応急措置)

第11条 市長は、建物等における堆積物が人の生命、身体又は財産に重大な危害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある場合において、当該危害の発生を防止するために緊急の必要があると認めるときは、必要な最小限度の措置を講ずることができる。

- 2 市長は、前項の措置を講じたときは、当該措置に要した費用を当該建物等に係る堆積者から徴収することができる。

(区対策会議)

第12条 区内の建物等における不良な状態の解消に関する対策を推進するため、各区に対策会議（以下この条において「区対策会議」という。）を置く。

- 2 区対策会議は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 不良な状態にある区内の建物等に係る状況の把握並びに対策の検討及び実施に関すること。

- (2) その他区内の建物等における不良な状態の解消に関すること。

- 3 前2項に定めるもののほか、区対策会議に関し必要な事項は、規則で定める。

(名古屋市住居の不良堆積物対策審議会)

第13条 市長の附属機関として、名古屋市住居の不良堆積物対策審議会（以下

この条において「審議会」という。)を置く。

- 2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、その結果を市長に答申する。
  - (1) この条例の規定により審議会の意見を聴くこととされた事項
  - (2) その他建物等における不良な状態の解消に関する対策その他の取組に関する事項
- 3 審議会は、前項各号に掲げる事項について、必要があると認めるときは、市長に意見を述べることができる。
- 4 審議会は、委員5人以内をもって組織する。
- 5 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員若干人を置くことができる。
- 6 委員は、学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。
- 7 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 8 臨時委員は、学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから、調査審議事項を明示して市長が委嘱する。
- 9 臨時委員は、当該事項に関する調査審議が終了したときに解嘱されるものとする。
- 10 委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 11 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(個人情報提供)

第14条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、建物等の居住者及び所有者等の氏名及び住所、当該建物等の状況その他当該居住者及び所有者等に係る情報を、関係機関等に対し、提供することができる。

(罰則)

第15条 市長は、正当な理由なしに、第6条第4項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して陳述をせず、

若しくは虚偽の陳述をした者に対し 3 万円以下の過料を科する。

2 市長は、第 9 条第 1 項の規定による命令に違反した者に対し 5 万円以下の過料を科する。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

名古屋市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年12月20日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市条例第55号

名古屋市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例  
の一部を改正する条例

名古屋市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例（平成5年名古屋市条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

妙見町地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された名古屋都市計画妙見町地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められている区域
志段味ヒューマンサイエンスパーク上志段味地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された名古屋都市計画志段味ヒューマンサイエンスパーク上志段味地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められている区域
上志段味まちづくり地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された名古屋都市計画上志段味まちづくり地区計画の区域のうち、地区整

域	備計画が定められている区域
---	---------------

別表第2に次のように加える。

妙見町地区整備計画区域	西地区	用途の制限	<p>1 原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が50平方メートルを超えるもの</p> <p>2 劇場、映画館、演芸場又は観覧場</p> <p>3 倉庫業を営む倉庫</p> <p>4 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>5 カラオケボックスその他これに類するもの</p> <p>6 店舗、飲食店又は展示場の用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が3,000平方メートルを超えるもの</p> <p>7 風営法第2条第1項第1号から第3号までに規定する風俗営業又は同条第6項に規定する店舗型風俗特殊営業の用途に供するもの</p>
		壁面の位置の制限	<p>敷地面積が500平方メートル以上の建築物の外壁等の面から道路境界線及び隣地境界線までの距離は都市計画法第14条第1項に規定する計画図に示す壁面の位置の制限の数値以上であること。ただし、それぞれの距離に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>1 外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下であること。</p> <p>2 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であること。</p>
	東地区	用途の制限	<p>1 原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が50平方メートルを超えるもの</p>

	<p>2 劇場、映画館、演芸場又は観覧場</p> <p>3 倉庫業を営む倉庫</p> <p>4 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>5 カラオケボックスその他これに類するもの</p> <p>6 店舗、飲食店又は展示場の用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が3,000平方メートルを超えるもの</p> <p>7 風営法第2条第1項第1号から第3号までに規定する風俗営業又は同条第6項に規定する店舗型風俗特殊営業の用途に供するもの</p>
建蔽率の最高限度	10分の6。ただし、法第53条第3項第2号に該当する建築物については、10分の7とする。
壁面の位置の制限	<p>敷地面積が500平方メートル以上の建築物の外壁等の面から道路境界線及び隣地境界線までの距離は都市計画法第14条第1項に規定する計画図に示す壁面の位置の制限の数値以上であること。ただし、それぞれの距離に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>1 外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下であること。</p> <p>2 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であること。</p>
高さの最高限度	建築物の各部分から名古屋市道宮東妙見町線支線第8号第2支線第1及び名古屋市道妙見町第1号線の反対側の境界線までの水平距離に1.25を乗じて得たものに5メートルを加えた数値。ただし、都市計

			画道路 3・3・65茶屋ヶ坂牛巻線から30メートル以内の地域については、この限りでない。
		緑化率の最低限度	10分の1.5
志段味ヒューマンサイエンスパーク上志段味地区整備計画区域	全域	敷地面積の最低限度	500平方メートル
		壁面の位置の制限	外壁等の面から道路境界線までの距離は5メートル以上、隣地境界線までの距離は2メートル以上であること。
		高さの最高限度	20メートル
		緑化率の最低限度	10分の2
上志段味まちづくり地区整備計画区域	全域	用途の制限	次に掲げる建築物以外の建築物 1 住宅 2 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち令第130条の3で定めるもの 3 学校（大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校を除く。）、図書館その他これらに類するもの 4 上記の建築物に附属する車庫又は物置 5 公衆便所、巡査派出所その他これらに類する建築物で公益上必要なもの
		敷地面積の最低限度	130平方メートル
		壁面の位置の制限	外壁等の面から道路境界線までの距離は1メートル以上、隣地境界線までの距離は0.5メートル以上であること。ただし、それぞれの距離に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

		<p>1 外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下であること（外壁等の面から道路境界線又は隣地境界線までの距離が0.5メートル以上のものに限る。）。</p> <p>2 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であること。</p>
	<p>緑化率の最低限度</p>	<p>10分の1</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

名古屋市告示第 797 号

名古屋市千音寺土地区画整理組合の事業計画の変更認可

土地区画整理法（昭和29年法律第 119 号）第39条第 1 項の規定により、次の土地区画整理組合の事業計画の変更について認可しました。

平成29年12月18日

名古屋市長 河 村 たかし

1 組合の名称

名古屋市千音寺土地区画整理組合

2 事務所の所在地

名古屋市中川区富田町大字千音寺字稲屋4181番地の 1

3 設立認可の年月日

平成24年 3 月27日

4 変更の内容

名古屋市中川区富田町大字千音寺字中狭間、字中地、字粉諸、字仏供田、字南島、字西福正、字十六割、字稲屋、字東福正、字西川岸塚及び字向江の各一部を施行地区に追加し、名古屋市中川区富田町大字千音寺字西福正及び字稲屋の各一部を施行地区から除外する。

5 変更認可の年月日

平成29年12月18日

名古屋市住宅都市局都市整備部区画整理課

名古屋市告示第 798 号

名古屋市千音寺土地区画整理組合の定款の変更認可

土地区画整理法（昭和29年法律第 119 号）第39条第 1 項の規定により、次の土地区画整理組合の定款の変更について認可しました。

平成29年12月18日

名古屋市長 河 村 たかし

- 1 組合の名称  
名古屋市千音寺土地区画整理組合
- 2 事務所の所在地  
名古屋市中川区富田町大字千音寺字稲屋4181番地の 1
- 3 設立認可の年月日  
平成24年 3 月27日
- 4 変更の内容  
第 3 条中「及び字東福正の各一部」を「、字東福正、字西川岸塚及び字向江の各一部」に改める。
- 5 変更認可の年月日  
平成29年12月18日

名古屋市住宅都市局都市整備部区画整理課

名古屋市告示第 799 号

副市長の任命について

平成29年12月16日本市副市長に次の者を任命しました。

平成29年12月18日

名古屋市長 河 村 たかし

廣 澤 一 郎

名古屋市総務局職員部人事課

名古屋市告示第 800 号

指定管理者の指定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者を次のとおり指定しました。

平成29年12月20日

名古屋市長 河 村 たかし

1 指定に係る施設の名称及び指定の相手方

施設の名称	指定の相手方
鶴舞公園多目的グラウンド	名古屋市瑞穂区洲山町 2 丁目 21 番地 公益財団法人愛知県サッカー協会 会長 鈴木 登
鶴舞公園の公園施設 （市長の定めるもの に限る。）	名古屋市昭和区鶴舞一丁目 1 番 166 号 公益財団法人名古屋市みどりの協会 理事長 二神 望
名城公園の公園施設 （市長の定めるもの に限る。）	名古屋市瑞穂区中山町 6 丁目 3 番地の 2 岩間造園株式会社 代表取締役 岩間 紀久裕
荒子川公園の公園施設 （市長の定めるもの に限る。）	名古屋市昭和区鶴舞一丁目 1 番 166 号 名古屋市みどりの協会・大島造園土木グループ 代表者 二神 望
庄内緑地の公園施設 （市長の定めるもの に限る。）	名古屋市昭和区鶴舞一丁目 1 番 166 号 名古屋市みどりの協会・ミズノグループ 代表者 二神 望

白鳥公園の公園施設 (市長の定めるもの に限る。)	名古屋市瑞穂区中山町6丁目3番地の2 しろとりの杜グループ 代表者 岩間 紀久裕
日光川公園の公園施設	名古屋市南区桜台一丁目24番9号 PMIサンビーチ日光川 代表者 今村 充孝
徳川園の公園施設 (市長の定めるもの に限る。)	名古屋市昭和区鶴舞一丁目1番166号 徳川の杜グループ 代表者 二神 望
名古屋市緑化センター	名古屋市昭和区鶴舞一丁目1番166号 公益財団法人名古屋市みどりの協会 理事長 二神 望
名古屋市みどりが丘公園	名古屋市昭和区鶴舞一丁目1番166号 みどりの風グループ 代表者 二神 望

## 2 指定の期間

平成30年4月1日から平成34年3月31日まで

名古屋市緑政土木局緑地部緑地維持課

名古屋市告示第 801号

指定管理者の指定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の 2第 3項に規定する指定管理者を次のとおり指定しました。

平成29年12月20日

名古屋市長 河 村 たかし

1 指定に係る施設の名称及び指定の相手方

施設の名称	指定の相手方
東山公園展望塔	愛知県刈谷市桜町 3丁目 3番地 サンエイ株式会社 代表取締役 神 谷 武 之

2 指定の期間

平成30年 4月 1日から平成34年 3月31日まで

名古屋市緑政土木局東山総合公園管理課

名古屋市告示第 802 号

指定管理者の指定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者を次のとおり指定しました。

平成29年12月20日

名古屋市長 河 村 たかし

1 指定に係る施設の名称及び指定の相手方

施設の名称	指定の相手方
稲永公園野鳥観察館	名古屋市港区新船町1丁目1番地 東海・稲永ネットワーク 代表者 小 山 了

2 指定の期間

平成30年4月1日から平成34年3月31日まで

名古屋市緑政土木局都市農業課

名古屋市告示第 803 号

指定管理者の指定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者を次のとおり指定しました。

平成29年12月20日

名古屋市長 河 村 たかし

1 指定に係る施設の名称及び指定の相手方

施設の名称	指定の相手方
名古屋市東谷山フルーツパーク	名古屋市昭和区鶴舞一丁目 1 番 166 号 公益財団法人名古屋市みどりの協会 理事長 二 神 望
名古屋市農業文化園	名古屋市昭和区鶴舞一丁目 1 番 166 号 チームYMO 代表者 二 神 望
戸田川緑地の公園施設（市長の定めるものに限る。）	名古屋市昭和区鶴舞一丁目 1 番 166 号 チームYMO 代表者 二 神 望

2 指定の期間

(1) 名古屋市東谷山フルーツパーク

平成30年 4 月 1 日から平成40年 3 月31日まで

(2) (1) 以外の施設

平成30年 4 月 1 日から平成34年 3 月31日まで

名古屋市緑政土木局農業センター

名古屋市告示第804号

環境目標値を定める告示の一部改正について

平成17年名古屋市告示第402号（環境目標値を定める告示）の一部を次のように改正する。

平成29年12月21日

名古屋市長 河村 たかし

1 大気汚染に係る環境目標値を次のように改める。

1 大気汚染に係る環境目標値

市民の健康の保護に係る目標値及び快適な生活環境の確保に係る目標値について、それぞれ次のとおりとする。

(1) 市民の健康の保護に係る目標値

物質名	環境目標値	達成時期
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であること。	平成35年度
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	平成35年度
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m <sup>3</sup> 以下であること。	達成し、維持するよう努めるものとする。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。	早期に達成するよう努めるものとする。

備考1 地域は、名古屋市全域とする。

- 2 測定方法及び評価方法は、環境基準と同一とする。
- 3 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が $10\mu\text{m}$ 以下のものをいう。
- 4 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が $2.5\mu\text{m}$ の粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。
- 5 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。

(2) 快適な生活環境の確保に係る目標値

物質名	環境目標値	達成時期
浮遊粒子状物質	1年平均値が $0.015\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。	達成し、維持するよう努めるものとする。

備考1 地域は、名古屋市全域とする。

- 2 測定方法は、環境基準と同一とする。評価方法は、測定結果の1年平均値を環境目標値と比較し、その他については、環境基準の評価方法を準用する。
- 3 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が $10\mu\text{m}$ 以下のものをいう。

名古屋市環境局地域環境対策部大気環境対策課

名古屋市告示第 805号

墓地公園の区域変更

昭和63年名古屋市告示第 261号（名古屋市みどりが丘公園の墓地公園の区域決定）の一部を次のように変更します。

平成29年12月21日

名古屋市長 河 村 たかし

- 1 変更する墓地公園の区域  
別図に示す区域
- 2 変更により墓地公園となった区域の供用開始の期日  
平成30年 3月26日

名古屋市緑政土木局緑地部緑地維持課

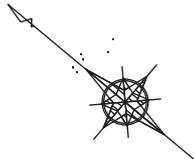
県道春木沓掛線

都市計画道路  
名古屋岡崎線

都市計画道路  
熊野豊明線

勅使池

愛知用水



凡例	
	墓園計画区域
	未事業化区域
	既供用区域
	区域変更により新たに墓地公園の 区域として供用開始する部分

0 1025 50 100M

名古屋市告示第 806 号

個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金の指定

名古屋市市税条例（昭和37年名古屋市条例第45号）第18条第4項に規定する個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金として、次の者に対する寄附金を指定します。

平成29年12月21日

名古屋市長 河 村 たかし

寄附金を受領する者	寄附金を受領する者の所在地	備 考
公益社団法人愛知県スキー連盟	名古屋市千種区末盛通5丁目13番地の3	平成29年8月1日以後に個人が支出する寄附金

名古屋市財政局税務部税制課

名古屋市告示第 807 号

指定管理者の指定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者を次のとおり指定しました。

平成29年12月22日

名古屋市長 河 村 たかし

1 指定に係る施設の名称及び指定の相手方

施設の名称	指定の相手方
名古屋市営久屋駐車場	東京都千代田区有楽町二丁目 7 番 1 号 タイムズグループ 代表者 西 川 光 一
名古屋市営大須駐車場	東京都千代田区有楽町二丁目 7 番 1 号 タイムズグループ 代表者 西 川 光 一
名古屋市営古沢公園駐車場	東京都千代田区有楽町二丁目 7 番 1 号 タイムズグループ 代表者 西 川 光 一

2 指定の期間 平成30年 4 月 1 日から平成35年 3 月31日まで

名古屋市住宅都市局都市計画部交通施設管理課

名古屋市告示第 808 号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者を次のとおり指定しました。

平成29年12月22日

名古屋市長 河 村 たかし

1 指定に係る施設の名称及び指定の相手方

施設の名称	指定の相手方
名古屋市男女平等参画 推進センター	名古屋市守山区小幡南一丁目 9 番15号 アイ・コニックグループ 代表者 伊 藤 克 恵

2 指定の期間 平成30年 4 月 1 日から平成34年 3 月31日まで

名古屋市総務局総合調整部男女平等参画推進室

名古屋市告示第 809号

告示の訂正について

平成29年名古屋市告示第 723号（都市公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日の一部改正について）の一部を次のように訂正します。

平成29年12月22日

名古屋市長 河 村 たかし

告示中、「図面中」を「図面緑」に、「熊野前西公園」を「熊の前西公園」に、「熊野前東公園」を「熊の前東公園」に訂正します。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

名古屋市教育委員会告示第40号

指定管理者の指定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者を次のとおり指定しました。

平成29年12月18日

名古屋市教育委員会教育長 杉 崎 正 美

1 指定に係る施設の名称及び指定の相手方

施設の名称	指定の相手方
瑞穂公園の公園施設 （市長の定めるものを 除く。）	名古屋市南区東又兵ヱ町5丁目1番地の16 公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会 理事長 西村 幸久
名古屋市枇杷島スポーツセンター	名古屋市南区東又兵ヱ町5丁目1番地の16 公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会 理事長 西村 幸久
名古屋市緑スポーツセンター	名古屋市名東区猪高台一丁目1316番地 株式会社 J P N 代表取締役 濱田 和子
名古屋市中村スポーツセンター	名古屋市南区東又兵ヱ町5丁目1番地の16 公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会 理事長 西村 幸久
名古屋市名東スポーツセンター	名古屋市南区東又兵ヱ町5丁目1番地の16 公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会 理事長 西村 幸久

名古屋市中スポーツセンター	東京都品川区東品川4丁目10番1号 なごやスポーツパートナーズ 代表者 落合 昭
名古屋市昭和スポーツセンター	愛知県春日井市六軒屋町西3丁目10番地16 愛知スイミング・大成共同事業体 代表者 鈴木 綱次
名古屋市黒川スポーツトレーニングセンター	名古屋市南区東又兵ヱ町5丁目1番地の16 公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会 理事長 西村 幸久
名古屋市瑞穂運動場条例（昭和59年名古屋市条例第24号）第1条第1項に規定する瑞穂運動場	名古屋市南区東又兵ヱ町5丁目1番地の16 公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会 理事長 西村 幸久
名古屋市志段味スポーツランド	名古屋市名東区猪高台一丁目1316番地 株式会社 J P N 代表取締役 濱田 和子
名古屋市中川プール	名古屋市南区東又兵ヱ町5丁目1番地の16 公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会 理事長 西村 幸久
名古屋市守山プール	名古屋市名東区猪高台一丁目1316番地 株式会社 J P N 代表取締役 濱田 和子
名古屋市鳴海プール	名古屋市名東区猪高台一丁目1316番地 株式会社 J P N 代表取締役 濱田 和子
名古屋市香流橋プール	名古屋市名東区猪高台一丁目1316番地 株式会社 J P N 代表取締役 濱田 和子

名古屋市山田プール	名古屋市南区東又兵ヱ町5丁目1番地の16 公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会 理事長 西村幸久
名古屋市南陽プール	名古屋市南区東又兵ヱ町5丁目1番地の16 公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会 理事長 西村幸久
名古屋市山田西プール	名古屋市南区東又兵ヱ町5丁目1番地の16 公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会 理事長 西村幸久
名古屋市富田北プール	名古屋市南区東又兵ヱ町5丁目1番地の16 公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会 理事長 西村幸久
名古屋市名城庭球場	名古屋市北区名城一丁目3番3号 一般社団法人名古屋ローンテニス倶楽部 会長 小山 勇

## 2 指定の期間

### (1) 黒川スポーツトレーニングセンター及び南陽プール

平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

### (2) (1) 以外の施設

平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

名古屋市教育委員会事務局生涯学習部スポーツ振興課

名古屋市教育委員会告示第41号

指定管理者の指定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者を次のとおり指定しました。

平成29年12月22日

名古屋市教育委員会教育長 杉 崎 正 美

1 指定に係る施設の名称及び指定の相手方

施設の名称	指定の相手方
名古屋市中村生涯学習センター	名古屋市南区東又兵ヱ町 5丁目 1番地の16 公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会 理事長 西村 幸久
名古屋市熱田生涯学習センター	名古屋市南区東又兵ヱ町 5丁目 1番地の16 公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会 理事長 西村 幸久
名古屋市中川生涯学習センター	愛知県豊田市錦町 1丁目95番地 ホームックス株式会社 代表取締役 餅原 幹也
名古屋市港生涯学習センター	名古屋市南区東又兵ヱ町 5丁目 1番地の16 公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会 理事長 西村 幸久
名古屋市南生涯学習センター	名古屋市南区東又兵ヱ町 5丁目 1番地の16 公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会 理事長 西村 幸久

名古屋市緑生涯学習センター（分館を除く。）	名古屋市中区栄一丁目16番 6号 シンコーグループ 代表者 石 崎 克 己
名古屋市名東生涯学習センター	名古屋市南区東又兵ヱ町 5丁目 1番地の16 公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会 理事長 西 村 幸 久
名古屋市天白生涯学習センター	愛知県春日井市六軒屋町西 3丁目10番地16 愛知スイミング・大成共同事業体 代表者 鈴 木 綱 次
名古屋市女性会館	名古屋市守山区小幡南一丁目 9番15号 アイ・コニックグループ 代表者 伊 藤 克 恵

2 指定の期間 平成30年 4月 1日から平成34年 3月31日まで

名古屋市教育委員会事務局生涯学習部生涯学習課

名古屋市上下水道局管理規程第17号

名古屋市上下水道局次長以下代決規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

平成29年12月19日

名古屋市上下水道局長 丹 羽 吉 彦

別表第3に次のように加える。

6	土木工事用資材の製作者登録に関する事。	計画部技術管理課（以下「技術管理課」という。）
7	機械設備工事及び電気設備工事に使用する機器の製作者登録に関する事。	技術管理課
8	優秀工事施工業者表彰に関する事。	技術管理課

附 則

この規程は、平成30年1月4日から施行する。

## 名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定公告

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第54号）第5条の規定により、次のように名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第17条第1号の規定により公告する。

平成29年12月19日

名古屋市上下水道局長 丹 羽 吉 彦

### 指定した指定給水装置工事事業者

指定番号	名 称	代表者	所 在 地	指定年月日
第1401号	アサヒク リエイト	朝 順敬	名古屋市南区堤町 2 丁目27番地	平成29年11月15日
第1402号	増田 喜 栄	増田 喜栄	愛知県瀬戸市萩殿町 1丁目33番地コンフ ォールハイツ瀬戸E - 101	平成29年11月15日
第1403号	エース設 備	榑原 英晴	愛知県小牧市城山一 丁目 5番地 1サンハ イツ中央台 I 棟 501 号	平成29年11月15日

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課

## 名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の指定公告

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第61号）第3条の規定により、次のように名古屋市上下水道局指定排水設備工事店を指定したので、同規程第22条第1項第1号の規定により公告する。

平成29年12月19日

名古屋市上下水道局長 丹 羽 吉 彦

### 指定した指定排水設備工事店

指定番号	名 称	代表者	所 在 地	指定年月日
第1397号	(有)芝田工業	芝田 貴之	愛知県春日井市細木町二丁目99番地	平成29年11月15日
第1401号	アサヒクリエイト	朝 順敬	名古屋市南区堤町2丁目27番地	平成29年11月15日
第1403号	エース設備	榊原 英晴	愛知県小牧市城山一丁目5番地1サンハイツ中央台I棟501号	平成29年11月15日

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課

## 職員の懲戒処分

地方公務員法（昭和25年法律第 261 号）の規定により、次の者を平成29年12月22日懲戒処分に付した。

平成29年12月22日

名古屋市長 河 村 たかし

所属及び補職名	処分の内容	処 分 理 由
総務局付主幹	減給10分の1 3月	地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号
健康福祉局係長	戒告	地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号